寛永諸家譜

多〻良氏

171

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (171)
函號 鍬 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

山口

寛永諸家系圖傳

多々良姓

大内

山口

周防吉敷郡ニ有之

淺草文庫

琳聖太子

家傳ニ云く琳聖ハ百濟乃人

かつらき孔百濟ハ

いまゝ東夷ニ

三韓あり一を馬韓といひ二を辰
韓といひ三を弁韓といふ百
濟を馬韓とし辰韓とし百
をもつて濟とし百家
号して都を居板城といふ也乃姓
を餘氏晋乃義慈十二年丙辰
百濟王餘映くだり中国と
まじはる映がるを昭といひ昭がる
を明といひ明がるを年赤と
いひ年赤がるを年大といひ年大が
るを澄といひ澄がるを明といひ
明がるを淹といひ淹がるを昌といひ
昌がるを璋といふ
推古帝十九年百濟王餘璋
より三北子琳聖を朝してきこを
国防に佐波郡多く良乃濱より
来を住なく有り帝ゑれり
多く良乃姓をとるまふ時の人乃乃

長田乃[illegible]を[illegible]に[illegible]く大内と
名付くれ[illegible]ち縣乃名を
[illegible]聖九世乃孫正恒[illegible]大内民と
[illegible]れ大内乃祖なり
今按ずるに姓氏錄にいく
[illegible]良王を沸同名國乃王余利
久年王より出[illegible]
欽明王乃沸字未詳して金と
執ずる事多し則なり金を

長良王を[illegible]王を[illegible]
[illegible]
[illegible]
日本紀に欽明十六年春二月
百濟王[illegible]子餘昌弟[illegible]子惠[illegible]
つ[illegible]
王賜乃ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七年春正月百濟乃王子直
支ん之ところ仍て善政良るを
聞きて事ありて
十八年春三月百濟王子腆
置嗣を立て以を國主と為置
之腆聖太子乃親交なるを以置
八歩的乃子高丘腆八
推古乃朝に来朝日本

乃朝恩を受て帰り腆聖太子小
いろ事的一しくいでまつると居
き
きゝ姓戸籍乃法を定め國内
投化乃人なるを以て百濟名と
百濟乃民文をむを國内に
境界きゝあひ接をなり
本朝海内の主なると
日本紀より強的乃時新羅内

但馬とちがはぬこのとき
丹後の象徴を百濃主の子
なる姓尸綱と法間名乃主
なる由説とあるして系
考ふるに法間名と但馬
型同一人紀氏但馬と
なく

正頂

天皇の御食をそなへ大内と
号す

藤根

京花

茂村

保盛

弘真

周防吉敷郡

宮野郷乃至

貞長

貞成

右ハ貞盛

盛房

周防権介

弘盛

周防権介

海盛

寿永年中ヨリそむく

弘成

周防権介

大内介

弘貞

周防権介

弘安九年七月十七日卒逝

法名覚淨

弘家

矢田太郎　大炎と号す

正安二年三月二十八日卒逝

法名圓淨

重弘

周防権介　小野　六波羅評定人

元亨二年三月廿日逝

京福寺小と号す　法名淨直

弘幸

周防権介

文和元年三月ニ死ス

永真寺ニ葬ル　法名妙厳

弘世

周防権介　従五位上

周防長門石見等ノ守護

康暦二年十月十日ニ卒ス

享年五十又　正長院ニ葬ル

法名道隆

義弘

孫太郎　周防権介　左京権大夫

従四位上

周防　長門　石見　豊前　和泉　紀伊

等ノ諸国ノ守護

明徳二年山名陸奥守氏清同

播磨守満幸等謀逆ニ依テ

京ノ兵ヲ挙ケ堺中ニ引セ入

むとて十二月廿九日
将軍義満堀河の亭にまゐ
諸将令したがをゐて
しめ給ふ戦場にむかふ
義弘従兵をひきひく二条大文
字陣とる
同晦日民清ゞ山名上総介義治
同嫡子小林陸理亮云義が兵先陣
ひく内野大宮よせあひ

関乃勢を揚ひく将軍乃陣へ突
かるゝ義弘が兵大ひにたゝ
れ戦事数刻
ゆるあるべきの
地を引ものくまゝ云義と義弘
少あひたゝかふ兵よ
てをいきあひ義弘と
げつゝ中かつ数度をよ
云義と将義弘とまゝ疲と

ふと郎従弘忠者打死是
ふと敵軍ことゝく敗走打軍
大ふ義弘が軍功を感じて常
ときころ代太刀とそまふ
同三年去年乃功ふもて弾侍
如象古國乃ふ獲職とくくそまふ
應永六年十二月廿一日泉刑場ふ
ふくく討死少ゝ日十六香積寺
と号ふ　法名傳実

盛見

六郎　左京大夫　従四位下　弘世が
六男なふ
国防長門ふ筑前四ヶ国代ふ獲
應永六年義弘泉刑ふくく
討死義弘が男持世ふ
見ふふて家臣鷲巣氏等國
拓と取事年久ゝ

義弘が家とうじみのもちに義弘が
子拍世とそうてんうるに会城起
きく驚以が業を誇て志ぐく
義弘が家とけがしむ豊見も向
るあり命るひとなればつなぐ
持世と家とあらうんとりひく
道りをいるをいぐき河内べ
徘徊あやまりく海をがご
とくみりくれを水中り投

其屍のかうまるところより
一乃精舎を建立して妙法寺
世号ぶ周防吉安郡りあと
乃ちり拍世うの家をたぐ
永享三年六月二十八日筑紫源氏
りをひくく死ぬ五十又
国清寺世号ぶ

法名滋雄

持世

刑部少輔　修理大夫　従四位下

周防長門両国

守護

永享元年七月二十八日卒

法名正弘

義弘

六郎　左京大夫　従四位下

贈従三位　実は持盛が次男なり

周防長門両国

守護

寛正六年九月二日伊豫の人

與右衛門と戦ひ卒す

四十六　瑞雲寺と号す

法名義弘

長享元年四月三日筑山明神

政弘

太郎　右京大夫　従四位下

贈従三位

周防　長門　筑前　四ケ國の

守護

於應四年九月十八日卒去

少弐　法名真正

法泉寺と号す

義興

亀童丸　左京大夫　従三位

周防　長門　筑前　安芸

石見　山城　七ケ國の守護

永正八年八月二十四日大内介義興

上洛　丹波竹内大夫　遠孫あり

[illegible]を[illegible]ひん少して身置山より
陣取く大[illegible]
作門と[illegible]を欲軍[illegible]
敗北[illegible]ち帝都と[illegible]護を
同九年三月二十六日去年の
軍功[illegible]従三位[illegible]
叙[illegible]
享禄元年十二月廿日[illegible]薨を
[illegible]五十
法名義秀
浅雲寺と号す

義隆

亀童丸　従二位　[illegible]
太宰大貳　侍従
周防　長門　[illegible]　筑[illegible]　石見
安芸　備後七ヶ國乃守護
天文二十年九月朔日家臣陶
尾張守晴賢等[illegible]を[illegible]

源川大寧寺にて自殺
歳　四十五　陰福院と号
法名弾天

持盛

孫太郎　関防捨介
永享五年四月八日に逝
歳　三十七　勝吉と号
法名道継

教幸

孫太郎　持盛が一男　廣沢寺と
号　法名道祝

但世

教幸の一男　法師となりて多門院
歳号を尾州愛宕郡星崎に
いとりて笠覆寺の地に居

乃ち是信しそると生

盛幸

山口左郎　隆理進

先祖左右乃地の名りしよりく

氏と山口少わ〳〵む昭覚院殿

号ま　法名弘丑

義仲

次郎　六郎左衛門尉

明雪院殿号ま　法名弘樂

盛定

将監

尾刑愛智郡星崎寺島乃城主

像神院殿号ま　法名京先

盛政

平兵衛尉

盛政弱年乃少年、織田信澄与信秀
乃后太子を仕を
天文十七年信秀と今川義元
三河小豆坂にて
うちかつて盛政二十八歳先
もつみくに及を交うて乃首と立て
ふしを信秀にて秋を信秀乃
戦功を誉くに多ばつて碁石金と
盛政にて此時二百貫依

清秀まつくうてのち
盛政信秀にて当ごに所にて
もつて家出をいたす事もく
かつて
天正八年八月十五日にて断を
少し六十一
龍宝院少し号
法名道玉

重俊

内蔵

天文十七年元服　松平乃城

長安院殿　二十五

法名常松

重勝

清蔵　中右衛門尉

年生乃戦功ふかくして

天正十四年重政と共に頓死とゆ

へ

文禄四年七月廿八日死

廿十九

法名祥雲

霊澤院と号す

女子

水野伯耆守　分長が妻

重政

長政郎　実ハ義兼　但馬守　乃ち
隆理亮　母ハ忍部　喜九郎　正房ノ女
永禄七年　重政尾州愛智郡星崎
ニ生る
重政十五歳ニ成て織田信長ノ臣信
作久ノ右衛門尉信盛ノ男後河内ノ正勝
ニ随ふ正勝利髮ニ成て不干と
号を信盛正勝ニ信長国を開ける
功臣ニ成て諸将ニ下知をなす
者なり
天正八年明智日向ノ光秀信長ヨ
リ丹後ニ移ル
先信久ノ父子と信長ノ譲を
信長大ニ怒ル
信久父子大坂ニ籠城
信久ノ父子利髮を記す

重政十七歳親の忌あるとて別
紀州永原にあり作久弓父子
が高野にのがるゝ必定てうの
こゝろにて出れといへみ紀州と出
歩行すると言野にいるこの時
作盛正勝命ずるいとあやうし
友より郎従逃去る者数十人うの中
にて去ぬ者多し重政
一人なと人みるうの忠誠を感し

ゝ
同九年作久弓父子と小熊野の
山里に入ときに重政まゝ随ひ
行作盛うの忠を感悦して
ゝ作久弓乃号をあゝふ三年
作盛病にて熊野乃山中に
く卒ゝ乃ち信長作久弓父子
が実に不患なきようを安て
ゝるこゝろ出れとおもむ

同十年乃至信長西勝と申還
し城外信忠打入しむ
なく重政を西勝打隨く
帰る
同年信長信忠武田勝頼とうち
信列打敗命と時打
重政十九歳作久弓西勝打隨く
ゆく信忠重政とめ〻くいたく
泄言野鶏野いたるまで

作久弓父子打志を示
さるとうち乃忠志乃ものを
感じ信列ものゝ時ハ泄ふへ
ど重政打泄が功労を
称せといたく馬并ゝ馬具ホを
賞ふ重政こゝ〻きたりめく
信忠打渇もをひろ信忠
信列伊奈郡打いたる言也
城とせむ城主を仁科五郎盛信

なりと云ひて重政壊とうして城中
へ乗入敵を追ひあひむうち壊を
引くれば赤しを突うの首をやらん
ぬと申せ　下り　黄色なる四本乃
差物とさしまきを武者一人来る
うの首をうじ引きりんとも重政の
姓名を問へうの首をあらく壊
中へ入まうく首一級をうる
同年冬豫田信雄作久間正勝を
尾刑盤江乃城より正勝田筋馬ち長橋と
筋田乃城をまうむ作久間
正勝伯父お田を平伏をうる同五下市
場の城を攻めうる重政
うる大野乃城より居うむ
同十二年乃春信雄と豊臣秀吉
不和日を逐うる
信雄使節を
大檜現へ地へ加増とうる三月九日

信雄信久両後詰ヲ正勝等ト聚列
ス秀吉乃先鋒ヲ
如セ[illegible]ム重政[illegible]
正勝等士卒
乃町ヲ火ヲ[illegible]
[illegible]
同十日秀吉の大軍競[illegible]川ヲ
[illegible]ヲ[illegible]信雄乃兵
[illegible]数小[illegible]

正勝塚乃上ヲ[illegible]自害セ
むとす重政正勝ヲいさめ[illegible]
武将[illegible]乃者城ヲ[illegible]
[illegible]正勝[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]塚
中ヲ入郭[illegible]従ヲ卒歌ヲ[illegible]
[illegible]塚ヲ入[illegible]者ヲ
秀吉乃兵[illegible]城乃門際ヲ付
正勝重政二人門ヲ開ク歌乃兵ヲ

遣ス[illegible]ら[illegible]めをみやゝ小城より
いろ〳〵ゝ[illegible]をまゐる至改こゝ付
二十一歳なる正勝大り出戦と
称ス
同十日乃夜正勝を引く帰る
同三月中旬
大檜現見列清洲乃城より清兵庫
あるゝ〳〵小牧山より陣とり秀吉
ゝ[illegible]陣[illegible]四月九日
長久手[illegible]大り勝
五月朔日秀吉を引く濃列ゝ
帰る
大檜現ゝ清洲乃城より還御
あるゝ信雄ゝ犬列長島乃城より
帰るゝ同国萱生地り要害とゝ
下[illegible]ゝ作久習正勝と
陸の川ゝ[illegible]を見せ[illegible]む正勝
郎淀お田ゝ千郎とゝ吉ゝ

蟹江乃城ヲ攻めてまうけむ
ぐ十郎をもふくら甚七郎が父
ぐ手ゝが兄なりもとくく
六月十六日ゝ十郎ゝ手ゝ甚七郎ホ
ゝ仕雄ゝ
ゝむき澄川
右近将監一益九鬼大隅守嘉隆と
まうけいく蟹江乃城ゝ入使を
大略ゝつゝ川城を攻ゝ
謂くいゝまゝ仕雄并ゝ

正勝ゝ
ゝ久し
ゝ澄川一益九鬼
嘉隆ホとあひ謀くゝ乃さゝを
秀吉ゝ母質ゝ
なゝく幸ゝ蟹江乃城ゝあゝ
出羽守ホ孫ゝあゝバ貴孫を
まゝうのまゝんと
いふ重政頭と申ゝいく我と
申なゝ正勝ゝつゝく

恩を受る事
何ぞ野んとさしたちまんや爲
正勝ありもむらばんが事めり
母と饗応ありいでめく質少
さるより今汝ホ貴孫とひさがる
事を聞き人質乃母を
うばひすむるも正勝ありむ
うどんハ母をもひころさるも少
れをうむばるを事をまる

いんせもせんとふしまる
城ありく自害して正勝が恩より
報ぶべし門ぶ孫逆りくみ
せんやうりと
瀧川一益九鬼嘉隆軍とやして
大野乃城をせむ重政兵をふし
あり書と地をさまを清洲長嶋
萱生り告ぶ乃あらぶ敵兵國
乃詳と揚ぶと対決とふちて

圍むこと事なるべくなりて
まづ敵船数十艘海上より大野
川口より城下へ入るる
なり重政これを見て
敵船へ焼船を投入れ
二艘とも船平乃兵衛
して堤乃上小乃ぶる
城中乃兵進み出でたり
敵の作乃敵船をみて逃去る

井伊兵部少輔直政松倉右
近将監海路を始めて
敵軍と取合
敵船ふたび入来
秀盛小坂孫九郎雄吉と
されをきりむ乃ち小倉雄兵
とお大野より
軍功とぞ

大槍現をまつ〳〵ふれをこうめく
清例ふる戸田より出陣ふる
聖方お多中勢ゆ補忠勝をく
辛設とめさ　むるふち注く
お謁　　ふてまれる　詢令より
いく〳〵海先年作久間より　ごと
て高時ふ　いふち逆ふ　ふぐ
今まる　賜注ふ　くみをぐく
ふ乃節義と　ふふ　ふ志を海

如ふて黒氏注馬　ふ　ふふ

同十八日

大槍現　そもそも信雄お田乃城とうこみて
うをせめる城お田を
長槍降系して退く
同十九日まる下方場の塚をせむ
晩ふそもそも重設一方より
入城逆ふ城ふお田ふ辛氏逃
さうんとふ氏小重設が郎注

作間長八郎一ヶ所とられ

同二十二日

大権現ゟ信雄大軍を殺して又
鯨の城とうこんをまふ佐久間
正勝重政とともに先陣をを城
乃兵しまぎ出ぶ
きびし一日もぞ浮んとん
ふるき重政城乃面平三九ち
ぞへ城中の兵弾ぞ鉄砲をふ

清ぶふ重政が軍ありふ
後兵もおらく死し疲とから
ぬふ者も有り世うこむ
事たふ心なと城ら面ち
り蔵ふん必家とくく
澄川一益降系とうくいく
れいよより
てまつり幕下り御ま
くハ飛とゆし者人ぶ

いふ

大将現命してその子四人うち志氏
ともれをもらあ四ら千郎が首と斬て
源氏兄弟先陣小ともりて軍功を
いさをべしやいと一番さきがけしく
うしろくあ四が首とさそまり出
搦手と敵そこてうちとして二十
六日一番まめあるうちと
大将現源川が命と申ける事

を人質とたてる所立殿が母乃
ゆるされんうちとおもひ
でなると
同十四日夕列星勝乃城を山口
出羽つ守重勝立殿と攻てゐと
上ゆ小須花一番石と少づる
重勝を信雄の家長なりと立殿
もまた信雄ゆ付ける
同十六日信雄星勝乃仕花とおもふ

て鍋別武福より出て伝馬を
以て送べく一篇二人を仕
候

同十八年秀吉小田原除民政民出とう
むかふ之人宮古と元こうして相別
小田原より出しく出る重政と
よび本道上陸つ佐長慶ふ羽柴
下鍋与雄利より出しく佐雄
乃先陣出る

同年信雄罪と秀吉より得て相別
より野別非関より配流せらる
出羽立野
同十九年信雄より野別より鍋別流
乃より出しく重政いと母を
出まふ出しく重政最く陽
を

同年

大稙現本多中野内補丈稙二人本藩法

西廣寺へ命して普請とゝのへ
普請二十八歳にして江戸へまかり
申月十一日より番場にてつゝ
時に上野國の内にて五千石
の地をたまふ
慶長五年濃州関ヶ原合戦のとき
普請
大権現の命ぶりて
名徳院殿の出馬にまかり
信州小縣郡にまかりむかひて
高遠城を攻落す
同六年十一月十七日
名徳院殿の命をうけて普請
法名を下され叙し但馬守
同年武蔵國の内にて五十
石の地をくわへたまふ

同十一年

藤院殿乃仰命とて大坂乃

以使者

同十六年下野國乃内より

五千石乃地とくに届りもとべて

一万五千石とぞ

同十八年豊臣秀頼を

得退く武列入間郡越生の庄

移給ふ

同十九年乃冬掃列大坂城守り

豊政ぶ

孫を

もむ事多年君乃恩を忘れず

如一今不幸に

災り

の素意を遂ぶ事恨まず

なと今し命とて大坂小

いへば秀頼と

秀頼

らぶ

とさころもぶ

城中乃軍掠を取者ハ城ハ
大迷惑忠心と抽ん日比乃願ひを
遂ふとゝ乃ゆゑ也いへども
其此事と達者して大坂ハ
ゆゑ其罪をつゝ如ゆゑ以て
都ゝ君ハ此もの似ゝ
迎ハ書を以江戸乃城下ハ
いゝめ玉質ハして土井大炊頭
利勝ハ一封乃書とを以跡ハ

大坂ハ此もの大炊頭利勝
本多作渡ハ正信乃書者ゝ是とゝ
ゝ乃書ハいゝ
清水ゝ類一ゝ得ゝ江戸ハ仍
米倉内膳ゝ遣ゝ取扱ハ
秘書ハ御為ニ乃ゆゑ
ゝ主ゝ類ハ御弓矢ニ
ゝ振ゝ子細御
年来 御傷ゝ御意ゝ仁ゝ

問ハ上ニも出申候ごとく
諸人存ぜる事ニ御為不ベ相
菊角世勇と云
[illegible]
出産ニ成ぬと
ふん月菊角出上ベ
事後ニハ問ニ出産ハん月
ハ方ニ成ぬ有ニ出延ハ
ケ様ニ中入ハ云ニ出産ハ

事ニも不為法勘面ニ
出ハ人ニ諸

十月十七日

[illegible]
大[illegible]
[illegible]判
[illegible]
[illegible]判

山口伊馬殿
[illegible]十七日ニ[illegible]御

下野て高松の事しる八番とく
為注動為人ゝ
立敗こゝろ
しくいでゝ
り書ゝて武列乃村雲小ら
る伊豆守立信と申さく
むろこゝて大坂ゝ
て笠根乃関ゝ
ゝを通さ
武列新橋ゝ
関人のゝゝとなして東山乃よ
ゝ大坂ゝ
和睦乃事調
り帰ゝ

元和元年夏大坂再乱乃ゝ
立敗ゝ伊豆守と申ゝ
光輝卿伊勢掃部頭
て笠印表
ゝ

世青方の敵國境と為
て来わり鎗砲と数つ寄が
兵士ひとしく進んとあり
重政寄が和兵よりていく
敵国いまだ屈せず和
兵先とあらつ口くろと
あるも兵これわるむを疲とう
ふる者をまうるおかしく只うな
へを去て鎗砲とうちうのいき

かたむりの乃至進うんりを
出のしかを諸兵これをきうび
出りをくて重政重信父子旗人
りさうちく数をうちく同
地境のエりあづり敵兵よあく
鎗をあるを重信首一級を得く
うち死を重政が郎従を討死する
者おりく疲を加るの者をまく
おかし乃ちり重政紀列

高野山のがくいん徳左ゑ門
少し久し
寛永五年
石清水殿ゑんぎ堂ゑび弘法
堂垣ゑ子三人ゑ以くゑ
遠列常列白國乃内よゑく
順和一ゑ立子石ゑ子ゑ
ゑ書ゑなるゑ立まゑ法理亮ゑ
あゑむ

政盛

平七郎
永禄九年政盛尾列愛智郡
瀧ゑ生ゑ母ゑ
天正十年六月ゑ濃列小方小
ゑゑゑち死小ゑ十七

同十二年九月十九日ゑ卒ゑ
ゑ七十二法名金勇

法名良英

重克

小弁殿　母は[illegible]

天正八年[illegible]愛育[illegible]

生る

弱年乃[illegible]

名滝殿乃[illegible]

元和元年　大坂再乱乃[illegible]小野

女子

集人正[illegible]

[illegible]五月七日[illegible]

三十六　法名良勝

山口長束[illegible]重捷が母

重捷十五歳[illegible]

名滝殿[illegible]

[illegible]

享保十三年より逝去迄二十
法名金陽

重政

熊丸　長次郎　母ハ小坂孫九郎
雄吉が女
天正十八年尾州清洲より生
慶長二年八歳にてはじめて
名流流殿より流儀
拘命ありて文乃名を以て
長次郎少年にて出仕
同十四年十二月廿七日
名流流殿乃拘命ありて従五位下
伊豆守に任ず
元和元年大坂再乱のとき先陣
井伊掃部頭に属し
第一番に表より
重政

[illegible]諸人より先立て[illegible]
[illegible]級[illegible]てうち死[illegible]
二十六　法名宗英

重長

[illegible]　母[illegible]
文禄三年　武列　江戸より生る
十二歳より[illegible]
名濃院殿より[illegible]

重長　十六年六月二十七日より逝去
十七　法名金倉

弘隆

中務大輔　但馬守　母[illegible]
重長八年　武列　江戸より生る
二十六歳より[illegible]
名徳院殿より[illegible]
寛永七年

名徳院殿の御命をうけて
将軍家より使をつかはされる
同九年十二月二十三日
将軍家より名命をもつて従五位下
に叙し但馬守に任ぜ
同十二年十二月二日御命をもつ
て父重政が領地一萬石を給る

重頼

宗長濃守　後筑前守　母坂部
慶長十三年　戌刻江戸に生る
二十一歳にして元服
名徳院殿より賜る
寛永九年より
将軍家へ勤仕し奉る
御書院番に組入る
同年十二月二十三日
将軍家より貴命をもつて従五位下に

叙

同十二年十二月二日　作ましてゝ

重政が領地のうち五千石をそゝ

重忠

伊達門尉母を作久間大膳亮勝之が女

寛永十一年武州江戸にて生る

同二十年三月三日

将軍家へ謁見ありて侍従

重時

長左衛門尉　母同前

寛永十四年武州江戸にて生る

女子

高木主水正正成が妻

重定

長次郎　母方祖父出雲忠澄が
女

寛永十八年武州江戸生

家乃紋　唐菱

世俗ハ大門菱と云

山口

そもそも小坂と号し源氏なり
吉長より山口くそもめく
山口乃称号をもちゆ

●政吉

彦九郎　生國尾張
織田信忠　そもそも信長みゆ入く

戦忠あり　法名浄順

雄吉

孫九郎　生國同所
織田信雄に仕へ尾州にあり
度々戦功あり
また豫州城合戦の時
信雄武将九人を以て
雄吉その随一なり度々軍功
あり
また朝鮮陣の刻信雄より
肥前名古屋に
度々病死

吉長

三右衛門　生國同前
吉長山口隆理亮に親類なる故
幼子となり十六歳にして

右流流殿[illegible]
将軍家[illegible]勤仕
寛永九年大坂城書[illegible]地
[illegible]病死　法名源長

吉忠

市丞　生國武蔵

家乃紋　丸門三篠飛雀二
小坂乃家の紋七曜

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan